

那須塩原市産業連携サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、産業連携サポート補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、企業や研究機関（以下「事業者」という。）の連携による共同開発を促し、新たな産業イノベーションの創出に向けて事業可能性調査から販路開拓までの一貫した取組を支援することにより、産業の振興を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 市内に事業所を有する事業者
- (2) 市税を滞納していない事業者
- (3) 研究開発を確実に行うに足る能力を十分に有している事業者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させている者
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないとき市長が認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者同士が連携して実施する共同研究開発事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）とし、50万円を上限に、予算の範囲内において交付する。

2 国、地方公共団体等から補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の交付の期間)

第7条 補助金の交付の期間は、1年以内とする。

2 市長が必要と認める場合は、連続する2年以内とする。ただし、1年ごとに次条に規定する交付の申請をしなければならない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、産業連携サポート補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類又はこれに代わるものを添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

- (3) 共同研究開発に要する経費の見積書及び明細書の写し
- (4) 申請者の登記事項証明書の写し
- (5) 事業者の概要又はこれに準ずるもの
- (6) 共同研究開発機関との共同研究開発に係る契約書の写し
- (7) 申請者が市が賦課する税を滞納していないことを証する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、産業連携サポート補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更又は中止の承認申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、産業連携サポート補助金変更（中止）承認申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業の目的、内容等の変更のうち、事業の基本部分に関わらないもの
- (2) 経費の目的を実質的に変更するものでないもの

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、産業連携サポート補助金変更（中止）承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度

の3月31日のいずれか早い日までに、産業連携サポート補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類又はこれに代わるものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 支払を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、産業連携サポート補助金交付確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、産業連携サポート補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) この告示の規定に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないとき市長が認めたとき

(書類の整備等)

第15条 補助対象者は、規則第20条に定める証拠書類のほか、備品台帳又は財産目録を整理保管しておかなければならない。

2 規則第20条第2項の証拠書類及び前項の備品台帳又は財産目録を保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

(財産処分の制限)

第16条 規則第21条ただし書の市長が定める期間は、5年とする。

2 補助対象者は、補助対象事業により取得した財産の処分に関し承認を受けようとするときは、規則第21条の規定により、産業連携サポート補助金に係る財産処分申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、産業連携サポート補助金に係る財産処分(承認・不承認)通知書(様式第13号)により通知するものとする。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち、処分時から第1項の期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させるものとする。ただし、当該処分が天災その他事業者の責めに帰さないやむを得ない事由によるもの場合は、この限りでない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(補助金の見直し)

- 2 市長は、補助金の交付の実施について、令和4年4月1日から3年を経過するごとに、その運用状況、実施効果等を検証し、見直しを行うものとする。

別表（第5条関係）

経費の区分	内容
原材料費	部品、原材料又は副資材の購入に要する経費
設備費	機械装置又は工具器具の購入、借用、改修、据付け又は修繕に要する経費
外注費	製造、改良、加工、試験分析、設計、実験、デザイン、システム開発等の外注に要する経費
技術指導費	研究機関又は外部の事業者から技術指導を受ける場合に要する経費
調査費	調査旅費（宿泊代等を除く。）、試験装置使用料、技術資料図書、分析資料の購入費その他の技術調査又は試験分析調査に要する経費
産業財産権取得費	特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の取得に要する経費
事務費	印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費等
展示会出展費	展示会出展料、装飾品費、輸送料、その他の展示会への出展に要する経費
直接人件費	補助事業に直接従事する者の人件費（時間単価に従事時間を乗じて得た額とする。）
安全対策費	実証実験の実施に関する安全対策に要する経費
使用料	実証実験を実施する施設の使用料（電気、水道、ガスの使用料その他の施設の利用に要する経費を

	含む。)
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

備考

- 1 消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費に含まないものとする。
- 2 直接人件費の項中「時間単価」とは、月額報酬の額（基本給に諸手当（賞与及び時間外勤務手当を除く。）を加えた額をいう。）を160で除して得た額をいう。この場合において、通勤手当が一括して支給されているときは、各月に按分して月額報酬の額を算出するものとする。